

(論文内容の要旨)

本論文は、許認可の申請をしようとする者および申請をした者の法的地位に関わる申請権とそれを阻害することのある行政指導に関するわが国の法制度、裁判例、学説を分析し、著者の母国・中国の行政法の発展に貢献しようとするものである。

第1章「申請権概念の法的性質」においては、学説と裁判例を素材として、申請権概念の形成とその役割についての分析が行われている。申請権概念を用いる裁判例には主に不作為違法確認訴訟に関するものと取消訴訟に関するものがあるが、前者においては、訴訟要件である原告適格につき行政事件訴訟法上「法令に基づく申請」が要求されているため、申請権概念はこの訴訟要件の存否の判断において用いられているのに対し、後者の取消訴訟においては、処分性の有無の判断において申請権概念が用いられている。この点で、申請権概念が訴訟においては主に訴訟要件に関わるものであることは共通しているが、訴訟形式によりそれが果たしている役割が異なっていることが指摘されている。

第2章「生活保護申請処理の仕組みにおける相談面接の問題」においては、生活保護行政における申請処理に関わる問題として、相談面接が取り上げられている。著者は、生活保護の申請をしようとする者に対する相談面接が、行政による生活保護申請の抑制要因になっているという実態を描き、その上で、それについて法的評価を加え、さらにそれに関わって、行政側が申請書の交付を行わなかった場合について、口頭による申請の許容性についての問題提起を行っている。

第3章「土地利用調整手続における事業計画適合調整手続の仕組み」においては、地方公共団体が乱開発の防止や良好な街づくりのために、都市計画法などの法律により行う規制とは別に独自に行ってきた行政活動（著者はこれを土地利用調整手続と呼んでいる）が取り上げられ、その実態が詳細に描かれている。また、ここでは、土地利用調整手続が住民参加の場になっていることにも注意が払われ、「住民」の意味内容が整理され、また住民参加の類型化が行われている。

第4章「行政手続法7条の解釈問題ー行政指導との関係において」においては、許認可などの申請に対する行政庁の審査・応答の義務を定めている行政手続法7条ならびに行政指導の限界を定めている行政手続法32条および33条が解釈論の見地から検討されている。著者は、「正当な理由」があれば行政庁の審査応答義務が宥恕されることを指摘し、そのことを前提に、行政指導の必要性を「正当な理由」の1つとして位置づけることによって、行政指導の世界に踏み込み、それについて規定している行政手続法の規定を分析している。ここでは、申請に関連する行政指導についての定めである行政手続法33条が、よく言われるように申請後の行政指導に適用されるだけでなく、申請前に行われるその中止や変更を求める行政指導についても適用があることが指摘され、また、行政指導に従う相手方の「任意性」には、行政指導への服従の任意性と行政処分が留保されることについての任意性の二重の意味があることが指摘されている。

氏 名	金 振
-----	-----

第5章「申請処理における行政庁の教示義務」においては、社会保障制度の存在や申請の仕方についての教示ないし情報提供の法的問題が考察の対象にされている。前提になっているのは、申請権の保障のためには行政庁の適切な教示ないし情報提供が必要であるという認識である。具体的には、まず教示を、不特定多数者に対するものと申請をしようという具体的な意思を持った者に対するものなどに分け、社会保障行政および出入国管理行政の分野における裁判例を検討している。そして、その結果として、教示が義務として認められるためには、行政側の事務処理上の支障の有無とその程度をも考慮すべきことが指摘されている。

(論文審査の結果の要旨)

申請権の概念は、申請処理の行政過程が適正に行われることについて申請人に権利を認めようとするものであるが、申請権に関する議論の背景には、行政指導によって申請処理の過程が変形を受けているというわが国行政の現実がある。本論文が、申請権の問題のみならず、行政指導の問題にも大きなスペースを割いているのは、そのためである。

本論文は、まず第1章において、裁判例を手がかりとして、時期的には、行政事件訴訟法の制定の前後を区別し、また、事案については、主として不作為違法確認訴訟と取消訴訟とを分け、それぞれにおける申請権の役割を吟味している。こうした作業は、わが国ではあまり行われてこなかったものであり、「行政処分性の認定における申請権の役割」といった興味ある知見をもたらしている。

また、第4章では、申請に対する行政庁の審査・応答の義務を定める行政手続法7条と、行政指導の限界を定める行政手続法32条および33条を取り上げているが、この7条と32条・33条の関係は、わが国の行政法研究者も説明に苦労している点である。著者は、裁判例を手がかりとして、「正当な理由」があれば行政庁の審査応答義務が有恕されるとし、また、行政指導の必要性を「正当な理由」の一つとして位置づけることによって、これらの規定の調和的な解釈を提示している。

第5章は、申請に関連して行政庁に認められるべき教示ないし情報提供の義務について述べたものである。この問題は、申請人の権利という点では一つの重要な論点であるが、わが国では、法律規定や裁判例が多くないし、あまり論じられていない。著者は、この問題領域に切り込み、教示のあり方を分類整理し、国民の側の要求行為がなくても行われるべき「積極的な教示義務」の見通しをつけている。

第2章および第3章は、行政の実態に立ち入った部分である。第2章では、生活保護行政における申請制限の問題が取り上げられている。この部分は、わが国の行政の実態についての著者の知見を深めるのに意味を持ったものであるが、面接相談の実態の検討は、日本人研究者にとっても参考になるものである。第3章では、著者が「土地利用調整手続」と名づける地方公共団体独自の要綱や条例による開発規制・街づくり行政の制度分析が行われている。この地方公共団体独自の施策により、開発事業者が開発許可の取得のために投ずべきコストが大きくなっているのであるが、著者は、この施策が良好な街づくりという公益のためのものであることを踏まえ、申請権がそれによって制限されることも肯定的に描いている。

全体として、本論文は、外国人留学生が日本の行政における許認可行政と行政指導の実態および行政指導に関する行政手続法の規定などを分析したものである。優れた日本語能力を駆使し、膨大な情報をまとめ上げており、また、日本人研究者にとっても傾聴に値する指摘も少なからず含まれている。

以上の点に鑑み、本論文は博士（法学）の学位を授与するに相応しいものと判断する。

なお、調査委員3名が平成21年2月20日に本論文の内容について試問を行った結果、合格と認めた。